

## 収賄事件に係る調査結果及び再発防止対策について

### 1. 本件事案の原因

- (1) 贈収賄に至る業者との不適切な癒着の関係
- (2) チェック体制の形骸化・不徹底
- (3) 元職員の倫理意識の欠如

### 2. 今後本市において取り組む再発防止対策

#### (1) 利害関係者との癒着の排除に係る取組

##### ア. 名張市倫理規程の改正

(ア) 利害関係者との飲食、旅行、遊技及びゴルフ並びに祝儀、香典、供花等の授受について原則禁止とします。ただし、飲食については、あらかじめ上司（直属の管理監督者）により、職務の執行の公正さを損なうおそれがないと認められるものとして許可があった場合のみ、行うことができることとします。

(イ) (ア) の許可は、時間的余裕がない場合には、電話等口頭によることができることとします。

(ウ) 現行の「名張市倫理規程Q&A」について、想定される具体的な事例、考え方、(ア) の許可の基準を盛り込むなど、内容を充実させます。

また、現行の倫理規程の内容を含めて、研修等で職員への周知を図るほか、ガイドライン（上記「名張市倫理規程Q&A」）についても、市民等の監視を受けるべく本市のホームページにおいても公表することとします。

##### イ. 利害関係者から不当な要求を受けた職員のための通報・保護の体制の周知

名張市不当要求行為の防止等に関する条例に基づいた不当要求行為に対して組織的に対応するための体制の枠組みについて、職員に周知を図るため、定期的に研修を実施します。（令和5年度は、実施済みです。）

##### ウ. 職員から不当な要求を受けた利害関係者（契約相手方）のための連絡窓口の設置及び周知

職員から賄賂等の不当な要求を受けた場合に、その利害関係者（契約相手方）が市に通報することを契約上の義務とするよう、契約条項の特記事項として追加し、通報を行った利害関係者が不利益を受けないことも含めて周知を図ります。

##### エ. 公益通報制度の周知並びに公益通報窓口に準じた内部通報体制の整備及び周知

既存の公益通報制度並びに人事研修室及び弁護士資格を有する特定任期付職員

(総務部副参事)が公益通報の制度に準じる相談・通報窓口となることについて、職員の周知を図ります。

オ. 指名停止措置期間の重罰化の検討

指名停止措置期間の重罰化について、重罰化の弊害を慎重に考慮した上で、他の自治体における指名停止措置期間を十分に研究するなど、今後検討を進めます。

カ. 職員倫理に関する事業者向けリーフレットの作成及び配布

事業者向けに本市の倫理規程において職員が禁止されている行為、利害関係者の範囲等を記載したリーフレットを作成及び配布をし、市職員との関わりについて再確認してもらい、理解と協力を求めます。

キ. 職員の家族向けリーフレットの作成及び配布

職員の家族向けに、リーフレットを作成及び配布をし、職員倫理や収賄などの汚職について家族間で一緒に話し合いをする機会を設けてもらえるよう協力を求めます。

(2) チェック体制の強化に係る取組

ア. 随意契約台帳の整備

原則、見積り合わせが必要となる予定価格10万円以上の随意契約について、最終的な契約相手方だけでなく、見積り合わせ業者をまとめ、可視化した一覧表を整備し、確認を容易に行うことができるようにすることにより、業者の選定に偏りが生じないようにします。

イ. 随意契約の指針の改定及び公表

名張市随意契約指針を、具体例を挙げるなど、分かりやすいものに改定することにより、随意契約理由の判断が適切に行えるようにするほか、手続の透明化の観点から、本市のホームページで公表し、職員に対して定期的に研修を行うこととします。

ウ. 随意契約理由、業者選定理由等の明確化

随意契約理由の該当性(緊急性、特命性など)、業者選定の妥当性(偏りがいないかなど)、積算根拠等について、明確に記録として残すことを徹底し、説明責任を果たせるようにします。

エ. 随意契約審査会での審査

庁内各部署において、予定価格が一定金額(工事の契約については50万円、それ以外の契約については少額随意契約の基準額)を超える随意契約について、他室の室長級の職員又は係長の職にある職員により、随意契約審査会を開催し、随意契約の理由、見積り合わせ業者の選定の理由等に関して、担当職員との対面でのやり取りによる審査を原則行うこととします。

アからウまでの取組を有効に活用することで、この審査の実施をより実効性のあ

るものとしします。

オ. 検算・確認体制の強化

検算者の役割を明確化することで意識の向上を図るほか、設計思想から積算内容までの設計全般について、事業の妥当性と共に、広い視野から適正に設計及び積算がされているかを確認する者（確認者）を設けることとし、チェック体制の強化を図ります。

カ. 組織機構の見直し

予算執行を含めた営繕工事に係る業務を行う室を設置するため、組織機構の見直しを行います。

キ. 決裁権者（専決権者）の直接関与の制限

決裁権限がある職員自身が執行伺の事務を直接行うことは原則禁止とします。（令和5年度より、営繕住宅室で実施しています。）

ク. 複数の者による見積書の開封（開札）・確認

見積り合わせにおける見積書の開封については、見積徴取業者の立会いの下行うことを原則とし、複数の職員による見積書及び封筒の確認も併せて行うこととします。

（3）職員の意識向上のための取組

ア. 公務員倫理・コンプライアンス研修の実施

職員の意識付けのために、内容の見直しを行いながら、全職員を対象として定期的に公務員倫理・コンプライアンス研修を実施することとします。（令和5年度は、実施済みです。）

イ. 職員研修の充実、強化

職員の意識、ニーズ等を踏まえて、法令遵守、適正な事務執行のための研修の充実及び強化を図ることとします。（令和5年度には、官製談合防止研修、不当要求対応に関する研修、各種行政事務研修を実施しました。）

ウ. 職員アンケートの実施

定期的に職員アンケートを行い、職員の倫理意識、利害関係者との付き合いの有無や状況の把握を行った上で、研修内容の検討等に生かすこととします。（令和5年度は、実施済みです。）

（4）その他の取組

ア. 職場内ミーティングの実施

不正が起こりにくい環境や風通しの良い職場づくりのため、各所属において、定期的なミーティングを実施するなどの取組を実施します。（令和5年度は、実施済み

です。)

イ. 印鑑の管理の徹底等

離席の際における職員個人の印鑑の管理について注意を促します。あわせて、契約事務における施行伺の起案の際には、検算者及び確認者にも供覧することとするなど、不正が行われにくい手続とします。